

かわにし苑デイサービス

「認知症対応型通所介護サービス」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(福井県指定 第1890100173号)

当事業所はご契約者に対して認知症対応型通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、要介護認定の結果「要支援1・2」「要介護1～要介護5」と認定された方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1、事業の目的と運営方針
2、事業の内容
3、サービスの内容
4、利用料金
5、サービス利用に当たっての留意事項
6、非常災害対策
7、緊急時の対応
8、事故発生時の対応
9、秘密の保持と個人情報の保護について
10、利用者の尊厳
11、身体拘束の禁止
12、苦情相談窓口
13、損害賠償について

1. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

当事業所は在宅福祉の担い手として、要介護状態等なった場合においてもその利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力応じ自立した日常生活を営むことができよう必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及精神負担軽減を図り、「在宅生活の安定と生活の援助」を目的とします。

(2) 運営方針

- ① 利用者の自立支援を目指す
- ② 利用者本位のサービスの提供する
- ③ 苦情・相談など速やかな対応と改善の徹底に努める
- ④ 地域社会から信頼され、満足していただくサービスを工夫し提供する
- ⑤ 職員は自己研磨に心がけ、人格を磨くとともに介護の向上を目指す

2. 事業の内容

①事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 健愛会
- (2) 法人所在地 福井県福井市砂子坂町第9号5番地
- (3) 電話番号 0776-83-1055
- (4) 代表者氏名 理事長 山内 健司
- (5) 設立年月 平成18年12月22日

②事業所の概要

- (1) 事業所の種類 認知症対応型通所介護
- (2) 事業所の名称 かわにし苑デイサービス
- (3) 事業所の定員 12名
- (4) 事業所の所在地 福井県福井市砂子坂町第9号5番地
- (5) 電話番号 0776-83-1055
- (6) 事業所長(管理者)氏名 森 恵子
- (7) 事業開始年月 平成25年4月1日
- (8) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

- ・ 居宅介護支援事業
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設
- ・ 短期入所生活介護(予防)

③事業所の職員体制 () 兼務 別掲

職 種	常 勤	非常勤	業 務 内 容
1. 管理者 (兼務)	(1名)	—	従業者の指揮、業務の管理を行う
2. 介護員	(3名)	—	利用者の心身の状況に合わせて自立支援、日常生活の充実に努めた介護を行う。
3. 生活相談員	(3名)	—	利用者の心身安定に努めた相談、助言を行う
4. 看護員	(1名)	—	利用者の健康管理、相談を行う
5. 機能訓練指導員	(1名)	—	利用者に対し日常生活に必要な機能改善、減退を防止するための訓練を行う。
6. 技能員(運転手)		2名	主に送迎車の運転業務行う。

④設備の概要

- 食堂 1室
利用者の全員が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者全員が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えています。
- 浴室 1室
利用者の身体状況に合わせた浴槽を備えています。
- 機能訓練室 1室
利用者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えています。
- その他の設備
設備としてその他に、静養室・相談室・事務室等を設けています。

⑤定員及び営業時間帯

営業日	定員	営業時間帯
(月、火、水、金、土) (12月31日～1月3日は除く)	12名	8時30分～17時30分

※ 送迎時間を含みます。

3. サービスの内容

(1) 送迎

- ① 利用者の心身の状況等で送迎の必要があれば、送迎車により、事業所と自宅と送り迎えを行います。
- ② 送迎は身体の状態に合わせた車両にて行います。
(必要により車椅子等も準備致します。)
- ③ 送迎の時間はできるだけ利用者の希望される時間に行います。

(2) 健康管理

利用時には体温、血圧の測定など健康状態の把握に努めます。

(3) 食事

定期的に嗜好調査を行い、利用者に合った食事を提供します。

(4) 入浴

見守りや直接介助により、身体の状態に配慮した入浴を提供します。

(5) 機能訓練

機能訓練指導員、看護員、介護員、生活相談員が共同して計画的に機能訓練を行い、

- 日常生活動作の維持及び低下の防止に努めます。

(6) 生活相談

事業者の職員はもとより、関係機関等と連絡調整し生活の向上を目指します。

(7) レクリエーション

- ① 併設事業所において実施される行事等に参加することができます。
- ② 行事によっては、別途参加料等の費用がかかるものもあります。

(8) 排泄

随時、排泄介助を致します。(オムツ等利用の方はオムツ等を持参して下さい。)

4. 利用料金

- ① 厚生労働大臣が定める基準によるものであり、認知症対応型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示上の額として設定します。(1点=10.17円)

ただし、下記の基本料金及び加算料金等は利用者が所持する「介護保険負担割合証」に記載されている利用者負担割合(1割～3割)が利用料金となります。

基本料金	1日あたり						(単位：点/日)
	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上 9時間未満	
要支援1	429	449	667	684	773	798	
要支援2	476	498	743	762	864	891	
要介護1	491	515	771	790	894	922	
要介護2	541	566	854	876	989	1020	
要介護3	589	618	936	960	1086	1120	
要介護4	639	669	1016	1042	1183	1221	
要介護5	688	720	1099	1127	1278	1321	

※利用時間2～3時間未満の場合は利用時間4～5時間の単価の63%となります。

加算料金等

(単位：点/日)

加算名	単位数	サービス内容等
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合に加算されます。
入浴加算	40	入浴介助を行った場合に加算されます。
若年性認知症ケア加算	60	若年性認知症（40歳以上65歳未満）のご利用者に対するサービスとして、アクティビティや創作的活動等をご契約者の特性やニーズに応じてプログラムを提供した場合に加算されます。
送迎なし減算	△47	送迎を行わない場合は、片道につき所定単位数から減算されます。
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	18.1%	介護職員等の賃金改善にかかる費用に対する負担です。
個別機能訓練加算	27	個別機能訓練を行った場合に加算されます。
科学的介護推進体制加算	40	科学的介護情報システムLAFFへデータ提供とフィードバックを活用した場合に加算されます。
口腔、栄養スクリーニング加算Ⅰ	20	6ヵ月ごとに口腔スクリーニングと栄養スクリーニング実施した場合に加算します。
口腔、栄養スクリーニング加算Ⅱ	5	6ヵ月ごとに口腔スクリーニングと栄養スクリーニング実施した場合の加算します。

② その他の費用

(1) 食事代

650円

※前日もしくは8時30分までにお休みの連絡がない場合はキャンセル料として食事代を頂きます。

(2) おやつ代

120円

(4) おむつ代

実費

(5) レクリエーション費

実費

(6) 日用品などのその他の費用

実費

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ① 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の職員にご一報ください。
- ② 利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず職員に声をかけてください。
- ③ 施設の設備、備品を破損、または形状を変更した場合は、弁償していただきます。また、無断で備品の位置を変更したり、外へ持ち出すこともできません。
- ④ 事業所内での金銭及び食物などのやりとりは、ご遠慮ください。
- ⑤ 職員に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。
- ⑥ 利用者もしくはその家族により、職員に対してハラスメント行為があった場合は、文書で通知することにより、すぐにサービスを終了させていただく場合があります。

6. 非常災害対策

事業者は、**感染症**や非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡密にし、とるべき措置についてあらかじめ**業務継続計画**を策定し、**当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。**

7. 緊急時の対応

サービス提供時、心身状態の異変や容体急変の時は、[家族等への連絡一覧]によって家族に連絡すると共に、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡等必要な措置を講じます。

主治医	主治医氏名	
	病院名・連絡先	.

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 秘密の保持と個人情報の保護について

事業者は、利用者の個人情報について別紙「個人情報保護に関する基本方針」及び「個人情報の利用目的」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。

10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、職員教育を行います。

11. 身体拘束の禁止及び虐待の防止について

事業所及び職員は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、下記のような緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。なお、緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、利用者やその家族に拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、期間等について説明し、文書による同意を得ることとします。

「緊急やむを得ない場合」

- ・ 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ・ 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない場合
- ・ 身体拘束その他の行動制限が一時的なものである場合

当事業所は利用者の人権の擁護、虐待防止等の為に、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) **虐待防止に関する責任者を選定しています。**
虐待防止に関する責任者 かわにし苑 施設長 米澤 正倫
- (2) 成年後見人制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備します。
- (4) 福井市介護相談員を受け入れます。
- (5) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及する為の研修を実施します。
- (6) サービス提供中に当該事業所従業者又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを地域包括支援センターや市に通報します。

12. 苦情相談窓口

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付担当者 (管理者) 森 恵子
- 苦情受付責任者 (施設長) 米澤 正倫
- 受付時間 毎週 月曜～金曜日 9時30分～12時、13時～16時30分
ただし、祝日、年末年始は除く。
- 電話番号 0776-83-1055

(2) 行政機関その他苦情受付機関

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口でも対応します。

福井市地域包括ケア推進課	所在地	福井市大手3丁目10-1
	電話番号	0776-20-5400
	受付時間	8時30分～5時15分

国民健康保険団体連合会	所在地	福井市西開発 4 丁目 202-1
	電話番号	0776-57-1611
	受付時間	8 時 30 分～5 時 15 分

(3) 苦情処理第三者委員

氏名 新明 輝美 氏 電話番号 090-8967-3773

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける外部委員です。

(4)

①苦情又は相談があった場合、原則として苦情受付責任者が対応する。苦情責任者が対応できない場合、他の職員でも対応するが、その旨を解決責任者に直ちに報告する。

②特に当事業所に関する苦情である場合は、利用者側の立場に立って事実確認の特定を行う。

③相談又は苦情のあった利用者の氏名、提供したサービスの種類、提供した年月日及び時間、担当した職員の氏名（利用者が分かる場合）、具体的な苦情・相談の内容、その他参考事項について確認する。

④ 関係担当者は速やかに、管理者やその他の従業員と協働して、利用者の意見・主張を最大限に尊重した上で適切な対応方法を検討する。

⑤ 関係者への連絡調整を迅速かつ確実に行うとともに、必ず、利用者への対応内容等の結果報告を行う。（時間を要する場合はいったんその旨を利用者に伝え、その進捗状況を適時報告する等きめ細やかな対応を行う。）

13. 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任によりご利用者様に生じた損害については、事業所は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

認知症対応型通所介護サービスの開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事を説明し交付しました。

【事業者住所】 福井市砂子坂町第9号5番地

【職名】 生活相談員

【氏名】 ㊟

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から認知症対応型通所介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

【利用者住所】

【氏名】 ㊟

【身元引受人住所】

【氏名】 ㊟

【続柄】

【身元引受人住所】

【氏名】 ㊟

【続柄】

(令和6年6月1日改定)